

福生画廊利用規定

(お申込み前に必ずお読みください)

福生画廊は地域の文化発展のために、絵画、彫刻、美術工芸、写真、書などの作品の展覧会に限り皆様にお貸し致します。画廊を管理運営する福生画廊が、不相当と認める催しの為の利用はお断り致します。利用をご希望の方は本利用規定及びご利用のご案内をあらかじめご了解の上お申し込み下さい。

『申し込み受付』

1. 申し込みは電話でご利用日の予約状況を確認し、日時を決め来廊し所定の利用申込書をご記入の上ご提出下さい。
2. 会期は6日間以上とし、開廊時間は10時～20時(最長8時間)内で自由にお決め下さい。
3. 契約申込証拠金は契約時に総額の半額(千円単位に切り上げ)を申し受けます。残額は催事初日に受領致します。
4. 契約成立後であっても、本利用規定に反し又は反する恐れがある時等、当画廊が不相当と認める状況が生じた場合には、当画廊の裁量により、契約を取り消し又は解除することがあります。この場合は受領済みの契約・利用料金は返却しません。

『解約及び変更』

解約及び変更を希望される場合は電話連絡の後、文書で速やかにご連絡下さい。契約の解約及び変更は解約料を次の基準で申し受けます。

1. 会期初日の3ヶ月以内の場合・・・利用料の全額
2. 会期初日の3ヶ月以上前の場合・・・利用料の半額

『契約の取り消し』

次の場合は利用契約を取り消し、利用を中止させて頂きます。その際の損害は当画廊では一切負いません。受領済みの代金もお返し致しません。

1. 利用申込書に記載した利用目的や本利用規定に反した時、虚偽の記載があった時。
2. 利用の権利を譲渡したり転貸したりした時。
3. 管理運営上支障が生じるなど当画廊が不相当と認めた時。
4. 主催者、催事関係者が暴力団・暴力団関係者と判明した時(催告なく解除します)

『不可抗力による変更』

1. ご利用者の責によらない不測の事故・災害の場合で利用困難になった時、ご希望により可能な限り開催日変更の取扱いはしますが利用料は原則お返ししません。

『利用上の注意事項』

1. 会場内での作品保全、監視、誘導等は主催者の責任で行って下さい。
2. 会場内での盗難、破損、火災等による損害は当画廊では一切責任を負いません
3. 利用終了後は現状に戻し器具等をお引渡し下さい。破損、紛失の場合は実費を補償して頂きます。